平成２９年度

第１回足立区生活保護適正実施協議会

議事録

平成２９年６月１５日

足立区役所中央館８階特別会議室

平成２９年度足立区生活保護適正実施協議会議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 | 平成２９年度第１回足立区生活保護適正実施協議会 |
| 開催年月日 | 平成２９年６月１５日（木） |
| 開催場所 | 足立区役所中央館８階特別会議室 |
| 開催時間 | 午後１時１５分開会～２時００分閉会 |
| 出欠状況 | 委員現在数　１３名出席委員数　１２名欠席委員数　　１名 |
| 出席者 | 中田　貢弘　　石川　義夫　　小久保　隆　　市村　智土居　範行　　湊　耕一　　　平石　裕　　　浮　文宏堀内　勝　　　勝田　実　　　大高　秀明　　川口　真澄計１２名 |
| 関係者 | 区内４警察署代表元民生・児童委員協議会会長 |
| 事務局 | 福祉部足立福祉事務所長／足立福祉事務所生活保護指導課長足立福祉事務所内６福祉課長 |
| 会議次第 | 別紙のとおり |
| 会議に付した議題 | １　報告２　意見交換 |

（会議経過）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | （開会）本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。これからの本協議会の進行につきましては、副会長である石川副区長にお願いいたします。 |
| 副会長 | 副区長の石川でございます。一般的な協議会でございますと、会長が議長を勤めますが、本協議会につきましては、会長にも活発なご意見を頂きたいということで、私が進行役を務めさせていただきます。まず、出席数の確認をします。委員数１３名に対して、出席者が１２名で過半数を超えておりますので、条例第６条第２項により、本日の足立区生活保護適正実施協議会は成立していることをご報告させていただきます。なお、本日は議事録作成のために、録音させていただきます。それでは議事に先立ちまして、中田会長からごあいさつを賜ります。 |
| 会長 | 皆さま、こんにちは。生活保護適正実施協議会に、今日はお集まりいただきまして、心から御礼申し上げます。皆様お忙しいなかありがとうございます。各委員の尽力によりこの委員会も順調に推移しております。昨年度よりも適性化の実績を出しています。足立区は生活保護に対して厳しくも優しくもある。本当に困った人には適正に、間違った方には適正な判断をしなくてはならない。着々と実績を出していることで、そのお金が他に回せることによって、足立区の他の福祉に使えるのではないかと考えます。 |
| 事務局 | それでは、本日の資料につきまして確認します。資料１　平成２９年度足立区生活保護適正実施協議会委員等名簿資料２　平成２８年度足立区生活保護適正実施協議会議事録（案）資料３　平成２８年度実績報告内容につきまして、後ほどご説明を申し上げます。 |
| 副会長 | 次第の３　報告　平成２８年度実績報告につきまして、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | ①　就労支援に関する実績報告（橋本中部第二福祉課長）資料を参照下さい。１ページ目についてです。就労率就職率の割合を示す図でございます。平成２８年度３，４６２名の支援数に対し１，９１０名の就労実績でした。割合は５５.１７％で昨年度より、若干、就労率は向上しております。２ページ目についてです。国の経済財政再生計画工程表というものがあります。このなかで、生活保護受給者の就職支援について、各自治体で改革に必要な指標を定めよとなっており、それに基づいています。稼働能力があるもののうち就労支援事業に参加したものの割合は平成２８年度４４％です。平成２６年度からの推移は図のとおりです。国の目標値は２０１８年度（平成３０年度）までに６０％とすると定められております。３ページ目についてです。就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を示す図です。平成２８年度は４６.３％と昨年度と比べると若干低くなっております。国の目標値は２０１８年度（平成３０年度）までに５０％とすると定められております。４ページ目についてです。「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を示す図です。平成２８年度は４７.７％の実績です。国の目標値は２０１８年度（平成３０年度）までに４５％とすると定められております。足立区においてはすでにこの数字を上回る実績となっております。足立区の基本構想の中で平成３２年度に向けて更なる向上を目指した目標値をだして「その他の世帯」の就労率を上げていく取組みを進めています。５ページ目についてです。学習環境整備支援事業の利用者数を示した図です。簡単に言うと塾代の支援です。近年、自立する上で進学していくことは重要と考えていますが、生活保護費は最低生活費をまかなうものですので、塾代を生活保護費から出すのは困難である状況から、補助事業として法外の手当てが新設され、ケースワーカーが支援に取り組む事業でございます。平成２８年度は３６０人の利用実績がありました。今後も、支援が必要な方を見極め、しっかりと就労支援事業へと促し、早期の就労を支援していきたと考えております。就労支援に関する実績報告は以上になります。②　不正受給に関する実績報告（小山中部第一福祉課長）資料を参照下さい。６ページ目についてです。民生委員訪問依頼世帯数を示す図です。民生委員の先生に高齢者、子育て中の母子世帯などの見守りをお願いしております。不正受給を発見してくださいという主旨では依頼していませんが、訪問時の生活の様子が華美であるといった報告から不正受給の発見につながった事例があることから資料とさせていただきました。平成２２年度から平成２８年度の数値ですが、どの年度も２，０００件を超える依頼になっています。７ページ目についてです。不正受給を決定した件数と総額を示した図です。平成２８年度３５９件で前年度よりも減少しておりますが、金額では右上がりで、２億４，０００万円ほどになります。１件あたりの金額が高くなってきております。８ページ目についてです。不正受給した方にどのような対応をしたのかを示す図です。生活保護不正受給告発等検討会議を開催した件数を示す図です。平成２８年度は告訴を検討した件数が１９件で、そのうち告訴案件として決定した件数が５件になります。９ページ目についてです。警察に告訴した実績を示す図になっています。平成２４年から２７年までは右肩上がりになっていますが、平成２８年度は告訴という実質的な形に持ち込んだものは１件に踏みとどまっております。しかしながら対応中の案件もあり、引き続き厳格な対応を図っていきたいと考えております。不正受給については実際に発生した後への対応も大切ですが、起こる前に未然に防ぐという対応も重要と考えています。生活保護受給者への「重要事項説明・確認書」の徴取についてですが、これまでの協議会でもご報告させていただきましたが、これまでは、保護開始時のみ説明し、署名捺印をする対応でしたが、保護３年を経過した被保護者に対して、改めて「重要事項説明・確認書」の内容を説明の上、徴収することにより、継続的に徴収する取組みを今年度から開始しておりますので、不正受給の抑制についても、徹底してまいりたいと考えております。不正受給に関する実績報告は以上になります。③　医療扶助適正化に関する実績報告（川原井西部福祉課長）１０ページ目についてです。平成２６年度から平成２８年度における医療扶助費の割合を示す図になります。生活保護費の総額は約４６９億でそのうち医療扶助費は平成２６年度約２０７億１，８００万円、２７年度２１２億９，１００万円、２８年度２１１億８，８００万円で２７年度と２８年度を比べますと約１億円医療扶助費が減っております。この理由は一つの例ですが、人工透析を受けている被保護者の場合は更生医療の受給証を取得していただき、更正医療を利用した指定医療機関の受診徹底をいたしました。好きな医療機関で受診となるとすべて生活保護費から支払わなければなりませんが、この徹底により他法活用がなされ、医療費の減額につながっております。１１ページ目についてです。ジェネリック医薬品の使用割合を示す図になっております。一般の国民健康保険の方に比べ、生活保護受給者の方が使用割合は高くなっていることがお分かりいただけると思います。これは通知等でジェネリック医薬品の使用原則化を被保護者へも周知徹底している結果と考えております。また同時に医師会、歯科医師会、薬剤師会等の連携も結果につながったと考えております。１２ページ目についてです。こちらは頻回受診者に対する適正受診指導の実績を示す図になっております。頻回受診者とは同一疾病で同一の診療科目にひと月に１５日以上受診している状態が３カ月以上継続している方で、実際の受診が適切なのかどうかを福祉事務所の嘱託医に相談し、判断しております。その結果指導すべき人は平成２６年度６１人、平成２７年度９２人、平成２８年度７０人おり、実際に福祉事務所が指導を行ったところ、平成２６年度２０人、平成２７年度３６人、平成２８年度２１人に頻回受診者が減少しました。今後は高齢世帯の増加に伴い、医療費の増加が予想されますが、必要な方に適切な医療が行き届くよう支援しつつ、レセプトなどで過剰な医療が疑われるものに対しては、客観的なデータと嘱託医との連携の上、必要な是正指導を進めてまいります。また、ジェネリック医薬品につきましても、さらなる促進を進めてまいります。医療扶助適正化に関する実績報告は以上になります。 |
| 副会長 | 追加で説明がございます。福祉事務所長お願いいたします。 |
| 事務局 | 参考資料をご覧ください。追加の１点目は不正受給について先ほど説明いたしましたが、こちらの資料は課税データとの突合になります。これは本人が福祉事務所に申告した収入と実際に事業所等が課税所得として申告したもので差異があるものが１，５１３件あり、担当のケースワーカーが個別に調査した実績です。その結果、７８条の不正受給として認定した件数が４５件、金額では総額約１億６，０００万円になります。昨年度、電話等の通告も含み不正受給とした件数が３５９件、金額で総額約２億４，８００万円でした。不正受給の発見の７割はこの課税点検で見つかります。２点目は年金の受給権についてです。高齢の方々で年金の手続きが分からず手続きされていない方に聞き取りをして記録を探し、対応した結果、３６５件年金の受給につなげることができました。推計値で２億円生活保護費の支出を抑制できました。３点目ですが、医療扶助の適正化についてです。先ほどジェネリック医薬品の使用状況についてはご報告いたしましたが、まだまだ被保護者の不安の思いなどから普及に至らない状況がございます。ここにつきましては引き続き薬剤師会、医師会等と連携し、なお一層ジェネリックの使用割合の向上を目指していきます。平成２８年度の実績では先発医薬品を利用した場合より約６億円削減につながっています。４点目ですが、就労支援についてです。働いたことによる収入の認定により約１０億円が保護費支給額の削減になっております。また働いた収入が保護基準を上回り廃止になった世帯の保護費の推計削減額は約７億４，０００万円となり、これらの総額だけでも約２２億円削減効果が出ています。そのうち１／４が区の負担となりますので、会長からお話がありましたように５億５，０００万円ほどが区の他の福祉政策などに活用することができたと考えております。 |
| 副会長 | 今までの報告についてご質問、ご意見ございましたらご発言お願いいたします。答申書に対する課題が残っているというわけではありませんので、事務局からの報告に対する忌憚のない意見交換ができればと考えております。 |
| 委員 | 実績報告は数値が示されており非常にわかりやすく感心しました。６ページの不正受給検討部会についてです。訪問依頼数が２８年度は減少している理由についてお示しください。 |
| 事務局 | 民生委員と福祉事務所の関係が変わったということが影響したのではなく、対象被保護者の年齢が上がり、昨年までは見守りのお願いでよかった世帯が、今年はケースワーカーが訪問する必要性が出てきたという状況から数値が変動したと考えております。 |
| 委員 | 見守りの必要な世帯数は減っているということですか。 |
| 事務局 | そうです。 |
| 副会長 | せっかくですので、各部会長から、ご意見やご感想などをいただけたらと思います。まず、就労支援について、就労支援部会長、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 就労支援部会では情報交換を通じ顔の見える関係になっております。実績にあったように着実に被保護者の就労支援ができていると感じております。全国の有効求人倍率は１.４８倍で一人の人に対し１.４８の仕事があるという数字になっています。東京都は４月現在２.６７倍ですが、ハローワーク足立のエリアでは０.９３倍と低い数値になっております。さらに数値が低いのは事務職で０.１７倍と６人くらいの人が１つの仕事を探す状況です。一方で運輸業や建築業は２倍を超える求人倍率で人手不足の状況であります。引き続き就労支援に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 副会長 | ありがとうございました。続いて、元不正受給検討部会長のアドバイザーからご意見などを伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。 |
| アドバイザー | 不正受給の発見についてはご報告があったように実績を出しておられますが、問題は不正受給と分らないうちに過失で不正受給となるケースだと思います。重要事項説明を被保護者に丁寧にして、分かりやすく説明し過失がないようにしていかなくてはならないと思います。そのあたりを重点的に会議の中でも検討していただきたいと考えております。 |
| 副会長 | 不正受給に関して警察署からご意見ありますか。 |
| 警察署 | 特にありません。 |
| 副会長 | 医療扶助適正化について、医療扶助適正化部会長、いかがでしょうか。 |
| 委員 | １点目は意識についてです。皆様のご発言を聞くと、生活保護受給者の患者は医療費をどんどん使うと機械的に考えているようですが、同じことを社会保険局も話しています。この問題は医療全体の問題で生活保護に限定した問題ではありません。社会全体で考えていかなくてはいけない問題と感じています。２点目は適正化の話で透析の事例が出ていますが、精神科の自立支援医療が課題として残っています。介護保険や支援費との関係もあり、難しい課題ですが、その適正化に取り組むことは更なる抑制につながるので、頑張ってやってほしいと考えます。 |
| 副会長 | 医療扶助適正化について、ほかにご意見いかがでしょうか。 |
| 委員 | 実績報告の１０ページの指導実績についてですが、以前のこの会議で指導した患者様の情報を薬剤師会にお伝えいただければスムーズに話が進むのではないかとお願いいたしました。私自身が薬局を区内で２カ所運営していて、生活保護受給者が２５０人くらい利用しています。そのうち８５％以上の変更率です。１５％の人たちについて、区や委員のお話にもありましたが何もご理解できていない。被保護者の不安はあるでしょうが、これは若手の理事にもお話しましたが、結構、現状をご理解されていました。参考資料にあるジェネリック医薬品の説明ですが、平成２７年度が約１０億円で平成２８年度が６億円と４０％下がっていますが、この数字はどんな数字なのでしょうか。 |
| 事務局 | この数字は２８年度からは後発医薬品のみで数字を算定したもので、統計が下がっています。後発品だけで比較すると、５，７００万くらい削減額が増えているという状況です。 |
| 副会長 | 任期の関係上、このメンバーでの開催は本日が最後です。皆様から一言ずついただきたいと思います。 |
| 委員 | ６ページ目についてです。民生委員訪問依頼世帯数についての実績報告がございました。我々も見守りという役を仰せつかっております。情報共有を密にして進んでいきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。 |
| 委員 | 前回からこちらの会議に参加しております。今後もこの会議があるでしょうから、勉強して質問させていただきます。 |
| 委員 | 今期で委員は終わらせていただきます。生活保護についてはいろいろな意見がございます。世間とは違い生活保護をなるべく受けるべきだと運動している弁護士もおり多様ですが、その中で、当区は必要な生活保護はきちんとやるが不正は許さないとメリハリがあり素晴らしいと感じています。今後もこの姿勢で取り組んでほしい。 |
| 委員 | 歯科の場合は医科に比べると利用比率は低いものでありますが、この委員会に出るようになって疑問を持つようになりました。それを会員にも周知して、利用の仕方がおかしいと思われる患者様について会の方に声を上げてほしいと指導しています。 |
| 委員 | かかりつけ薬剤師、健康サポート薬局などの制度がスタートしました。全国でかかりつけ薬剤師の人数は４万人くらいです。生活保護者も同様に利用していいので活用をしていきたい。 |
| 委員 | 国のほうでは１億総活躍と言っております。働ける方は就労につなげていただきたい。 |
| 委員 | ３年間民生委員をやっていましたが、不正なことの摘発はなかなか恨まれることと感じますが、勇気をもって対応していかなくてはならない。 |
| アドバイザー | 事件化には積極的に取り組んでいきたい。 |
| アドバイザー | 悪質な事案を炙り出すためには、私たちと皆様との連携が重要と考えます。より一層、未然に防止するという点に力を入れてほしいです。 |
| アドバイザー | 何かあれば遠慮なくご相談ください。 |
| アドバイザー | 食べるのに困って犯罪に手を出す人もいますが、更生できる者であれば指導していきたい。 |
| 会長 | この会議を立ち上げた時には、傍聴者の方が怖い顔をしている人もおりましたが、真面目にやっていく意義を感じていただいているようです。足立区は、ほかの区に比べて先駆的に取り組んでいます。各委員の皆様のおかげです。厳しさと優しさの両方をもってこの委員会を進めていかなくてはなりません。ご尽力いただいた各委員にお礼を申し上げます。 |
| 事務局 | 皆さま、本日は活発なご意見ありがとうございました。今日、頂戴しましたご意見につきましては、今後私どもの取組みに取り入れてまいりたいと思います。これにて、平成２９年度足立区生活保護適正実施協議会を終了といたします。本日は、誠にありがとうございました。 |